

来たるEV時代!!

# 充電インフラ拡充事業

大阪府電気自動車用充電設備導入支援補助金



大阪府では、電気自動車(EV)の普及促進に向け、多くの府民が訪れる施設への充電設備の設置を支援します。府域における充電インフラの拡充を図り、電気自動車を利用しやすい環境の整備を促進していきます。

**地域貢献や集客にご活用ください!!**

大阪府では2030年の新車販売に占める電気自動車等の割合を40%とする目標を掲げています。

外食中に充電



宿泊中に充電



買い物中に充電



遊んでいる間に充電



令和5年9月13日現在

## 補助の概要

くわしい要件や申請手続等については、府ホームページに掲載していますのでご確認ください。

### ●対象事業

大阪府内の商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設の駐車場、時間貸し駐車場において、充電設備を購入して設置するもの

### ●要件

利用者を限定せず一般開放すること 等

### ●対象設備

国の補助制度の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されているもの  
(一基当たりの定格出力90キロワット以上の急速充電設備の購入費は対象外)

### ●対象経費

充電設備の購入費  
(工事費・維持管理費は対象外)

### ●申請受付期間

令和5年5月12日(金)から12月25日(月)まで(必着)  
(先着順)

### ●補助額

国の補助額※の1/2の額

国の補助額	府の補助 (国補助の1/2)	事業者 負担

※ 国の補助額の算定式=「設備の購入費(税抜)の1/2以内」  
または「設備の型式ごとに定められた交付上限額」のいずれか低い方

府補助金ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/juuden/>



(参考) 対象設備



普通充電



急速充電

国の補助制度について詳細はこちらから  
((一社)次世代自動車振興センター)  
URL:<http://www.cev-pc.or.jp/#no02>



お問合せ先  
(申請書提出先)

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14-16 (大阪府咲洲庁舎22階)  
TEL : 06-6210-9586

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/>



**(参考) 国の補助制度の概要※大阪府の補助制度と異なります**

令和4年度補正および令和5年度「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の「目的地充電」の場合

●概要

事業内容	「商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電※2のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率※3	充電設備の購入費	定額（1／1以内）または1／2以内
	設置工事費	定額（1／1以内）または1／2以内

※2 「目的地充電」とは移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等です。  
 なお、申請の前提条件や事業毎に定められた要件を満たす必要があります。

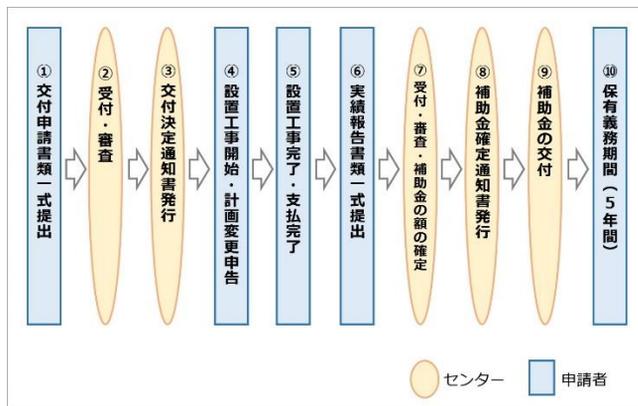
(例) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること 等

※3 充電設備の購入費に対する補助金交付額の算定については、以下のア、イのいずれか低い方です。  
(予備分について、普通充電かつ1申請における補助金による設置口数が2口以下であるものが募集対象)

- ア. 充電設備の購入費（税抜）×補助率
  - ・補助率定額（1／1以内）は定格出力90kw以上の急速充電設備の購入に限る。
  - ・上記以外のものは、1／2以内。
- イ. 充電設備の型式ごとに(一社)次世代自動車振興センターが定める補助金交付上限額
  - ・普通充電 最大 35万円/台
  - ・急速充電 最大600万円/台(充電口数に応じた上乘せあり)

設置工事費については、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定します。

●申請の流れ



各種お問合せ先 国の補助金について…(一社)次世代自動車振興センター

TEL : 03-3548-9100 (R4年度補正・令和5年度予算CEV補助金お問合せ窓口)



国の補助制度について詳細はこちらから  
 URL: <http://www.cev-pc.or.jp/#no02>

**補助金の利用イメージ※4**

**普通充電設備(4kW)1台の設置**

充電設備の購入費	
購入費用※5	390,000円
-国補助額※6	195,000円
-府補助額	97,000円
事業者負担額	98,000円

**急速充電設備(50kW級)1台の設置**

充電設備の購入費	
購入費用※5	3,900,000円
-国補助額※6	1,900,000円
-府補助額	975,000円
事業者負担額	1,025,000円

**急速充電設備(25kW級)1台の設置**

充電設備の購入費	
購入費用※5	2,900,000円
-国補助額※6	600,000円
-府補助額	300,000円
事業者負担額	2,000,000円

※4 国補助では設置工事費が対象。補助額は「事業別、工事内容別の補助金交付額の目安」を参照。設置現場の状況や施工方法により費用が大きく異なる。なお、工事費は府補助の対象外です。

※5 機能等により、価格は大きく異なる。

※6 国補助額は設備購入費の定額（1／1以内）または1／2以内。ただし、普通充電設備については上限35万円、急速充電設備については上限600万円。